



2025 年 8 月 8 日

各 位

会社名 高 砂 熱 学 工 業 株 式 会 社  
(コード番号 1969 東証プライム)  
代表者名 役 職 名 代表取締役社長  
氏 名 小 島 和 人  
問合せ先 取締役執行役員  
責 任 者 役 職 名 財務・IR 統括部長  
氏 名 森 野 正 敏  
T E L (03) 6369-8215

### 株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 8 日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

|                  |                                        |
|------------------|----------------------------------------|
| (1) 処分期日         | 2025 年 8 月 28 日                        |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 26,200 株                          |
| (3) 処分価額         | 1 株につき 7,924 円                         |
| (4) 処分総額         | 207,608,800 円                          |
| (5) 処分予定先        | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(株式付与 ESOP 信託口)  |
| (6) その他          | 本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。 |

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社海外子会社の役員及び従業員（以下「役職員」という。）のうち、一定の要件を満たす役職員（以下「対象役職員」という。）を対象に、「高砂熱学グループ 長期ビジョン 2040」の達成に向けて、対象役職員の経営参画意識を高め、当社グループのさらなる企業価値向上に向けた動機づけをすることを目的として、「株式付与 ESOP 信託」（以下「ESOP 信託」という。）を活用した株式交付制度について本日開催の取締役会において承認を受けております。なお、ESOP 信託の概要については、本日付で公表いたしました「海外子会社役職員に対する株式交付制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、ESOP 信託の導入に伴い、当社が三菱UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する株式付与 ESOP 信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付

与 ESOP 信託口) に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象役職員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.04% (小数点第 3 位を四捨五入、2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 667,810 個に対する割合 0.04%) となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象役職員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日 (2025 年 8 月 7 日) の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) における当社株式の終値である 7,924 円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査等委員全員 (4 名にて構成。うち 3 名は社外取締役) が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上